

令和6年度 恵那市立大井小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 基本的な構え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義

具体的には、

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめはいつでも、どこでも、誰もが起こしえて、誰に対しても起こりうるという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 本年度の重点

- 「あったか言葉、あったか行動」をキーワードとし「よさ見つけ」活動を充実させることで一人ひとりに「自分のよさ」を自覚させ、自尊感情を育み、人をいじめない、ストレス耐性の高い心の基盤を培う。
- 児童一人ひとりのよさを保護者と共有する機会を増やす。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

- ① 学校の伝統となる価値ある活動（日常活動の充実や、いじめをなくすキャンペーン等）を児童が自主的に行うよう支援する。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

(3) 児童一人一人に自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する

- ① 全教育活動を通して自他の生命を大切にする心を育てる。
- ② 児童が他者と関わる表現力を培う。
- ③ 人とのつながりを大切にし、困難なことも乗り越えるような体験活動を推進する。
- ④ 児童の自尊感情を育み、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめ防止のために保護者及び児童に啓発活動を行う

(5) 職員の学級経営力向上及び人権感覚を高めるための研修を行う

(6) 対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案への対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- ⑤ 年回5回（内2回程度は外部専門家を招く）程度開催する。
いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ⑥ 構成員（◎印は、いじめ担当教諭として、本会議の主務を担当する）
校長、教頭、◎生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭
※必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。

3 いじめの早期発見に向けた取組

(1) 「いじめはどの学校、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見つける。

（登下校指導、授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面で表情、言動、服装、児童相互の関係性、持ち物等の変化）

(2) 変化がある児童が見つかった場合は、情報を共有して問題の早期解決を図る。

(3) 児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

・アンケート調査 年間3回以上（市・県の行うアンケートがある月は兼ねる）

(4) 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談担当者を定め、児童及び保護者に明示する。

- ・スクールカウンセラーの紹介（出勤日及び依頼方法）
- ・いじめ相談窓口の設置
- ・市教育相談室等関係機関の相談窓口を併せて紹介する。

月	取 組 内 容	備 考
4	・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・学校評議員会等で「方針」説明 ・PTA総会で「方針」説明 ・「生徒指導委員会」の実施	「方針」の確認
5	・第1回「いじめ未然防止対策委員会」実施（外部専門家も招く）	

6	・いじめ未然防止に向けた全校集会、学年集会（児童会主催による取組…例「気持ちのよいあいさつをしよう」） ・第1回生活アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・「生徒指導委員会」の実施	
7	・「生徒指導委員会」の実施 ・職員会（夏休みまでのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・保護者との二者懇談実施	第1回 県いじめ調査
8	・職員研修会（1学期の事例研と2学期の方向の確認） ・教育相談の実施（夏休み明け）	夏季休業中の指導
9	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・Webページ等による取組経過等の報告 ・「生徒指導委員会」の実施	
10	・研修会（前期の事例研） ・「生徒指導委員会」の実施	
11	・「ひびきあい活動」に向けた取組（全校いじめ防止対策の取組） ・第2回生活アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・「生徒指導委員会」の実施	
12	・「ひびきあいの日」（児童会の取組…例「あったか言葉キャンペーン」） ・「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・「生徒指導委員会」の実施 ・保護者との二者懇談実施	冬季休業中の指導 第2回 県いじめ調査
1	・職員研修会（2学期の事例研と3学期の方向の確認） ・「生徒指導委員会」の実施 ・教職員（特活生活部）による次年度の取組計画	
2	・第3回生活アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・児童会の取組（1年間のまとめ） ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施。（本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・「生徒指導委員会」の実施 ・学校運営委員会	
3	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査（国の調査を兼ねる）次年度への引き継ぎ

4 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめを察知した場合は、「いじめ未然防止・対策委員会」を開催し、すみやかに事実の有無の確認など必要な措置を講ずる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに恵那市教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた児童や保護者に対する

- 支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
 - ・ 保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
 - ・ いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意すると共に、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
 - ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、恵那市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2) 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・ 重大事態が発生した旨を、速やかに恵那市教育委員会に報告する。
- ・ 同種の事態発生を防止に資するため、恵那市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、恵那市教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5 いじめ「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為がやんでいること（少なくとも3か月以上）。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性は十分にあり得ることを踏まえ、当該児童を日常的に注意深く観察し、定期的に面談等により確認する。

6 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及び、いじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止に関すること。
- ② いじめの早期発見に関すること。
- ③ いじめの対応及び再発防止に関すること。

7 個人情報の取り扱い

個人調査（アンケート等）について

- ・ いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから、5年間保存する。